

現在の条例		条例改正 新		
木更津市立公民館設置及び管理運営条例	木更津市立公民館管理運営規則	木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例	木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則	地域交流センターの設置及び管理に関する条例
1条（趣旨）	1条（趣旨）		1条（趣旨）	
2条（設置、名称及び位置）		1条（設置）		1条（設置）
		2条（名称及び位置）		2条（名称及び位置）
3条（職員）				
4条（運営審議会）				
5条（委員の委嘱等）				
6条（委員の任期）				
7条				
8条（管理）				
	2条（事業）	3条（業務）		3条（業務）
	4条（休館日）	4条（休館日）		4条（休館日）
	3条（開館時間）	5条（開館時間）		5条（開館時間）
	5条（暖房及び冷房実施期間）			
		6条（指定管理者による管理）		20条（指定管理者による管理）
		7条（指定管理者が行う業務の範囲）		21条（指定管理者が行う業務の範囲）
9条（使用の許可及び使用料等）	6条（申請及び許可）	8条（利用の許可）	2条（利用許可の申請等）	6条（利用の許可）
10条（使用の不許可）			3条（利用許可をしない場合）	
		9条（利用中止の届出）	4条（利用中止の届出）	7条（利用中止の届出）
11条（使用の許可の取消し等）	7条（使用の取消し及び変更）	10条（利用許可の取消し等）		8条（利用許可の取消し等）
		11条（物品販売等の許可）	5条（物品販売等の許可申請）	9条（物品販売等の許可）
	8条（使用料の納付）	12条（利用料金）		22条（利用料金）
				10条（使用料）
	10条（使用料の減免申請及び決定）	13条（利用料金の減免）	6条（利用料金の減免）	11条（使用料の減免）
12条（使用料の不還付）	9条（使用料の還付）	14条（利用料金の返還）	7条（利用料金の返還）	12条（使用料の返還）
		15条（利用権の譲渡等の禁止）		13条（利用権の譲渡等の禁止）
		16条（遵守事項）		14条（遵守事項）
13条（入館の制限）		17条（入館の禁止等）		15条（入館の禁止等）
		18条（立入り）		16条（立入り）
14条（模様替え等の許可）	11条（模様替え等の申請及び決定）			
	12条（許可目的以外の使用及び権利譲渡の禁止）			
15条（原状回復義務）		19条（原状回復）		17条（原状回復）
16条（損害賠償）	13条（損害賠償）	20条（損害賠償）		18条（損害賠償）
			8条（交流センターの損傷等の報告）	
17条（警察署長への意見聴取）		21条（警察署長への意見聴取）		19条（警察署長への意見聴取）
	14条（管理上の入室等）			
	15条（入館の制限）			
18条（委任）	16条（委任）	22条（委任）	9条（委任）	23条（委任）